

大学奨学金償還事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市大学奨学金貸付条例(平成5年3月26日条例第24号。以下「条例」という。)及び川崎市大学奨学金貸付条例施行規則(平成5年3月26日教委規則第3号)に定めるもののほか、大学奨学金の償還事務の円滑かつ適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(償還方法の設定)

第2条 奨学金は、毎回の賦金に100円未満の端数金額があるときは、その端数金額を毎回の賦金から切り捨てて償還するものとし、最終回において切り捨てた端数金額を繰り入れるものとする。

(納入通知書の送付)

第3条 奨学金の償還は、市長が発した納入通知書に基づいて行われる。

2 納付期限は、原則として半年賦の場合は6月、12月とし、年賦の場合は12月とする。

3 学事課長は、償還されるべき金額について納付期限の到来するごとに調定をし、当該月の末日(当該末日が指定金融機関等の休日に当たるときは、指定金融機関等の当該末日の前日の営業日)を納期限とした納入通知書を納入義務者(以下「納入」という。)あて納期限の1か月前までに送付するものとする。

ただし、延滞利息にあってはこの限りではない。

(償還金の取扱い)

第4条 償還金の収納は、指定金融機関等で取り扱うものとする。

(消込事務)

第5条 学事課長は、所管収入役から収納済通知書の送付を受けたときは、大学奨学金貸付台帳兼償還台帳(以下「償還台帳」という。)に納入年月日を記入して整理しなければならない。

(滞納整理)

第6条 学事課長は、納期限内に納入すべき金額を完納しない者(以下「滞納者」という。)があるときは、必要な事項を滞納整理簿へ転記しなければならない。

(督促状・催告状)

第7条 学事課長は、滞納者があるときは、発行の日から10日以内の納期限を指定した督促状を発して督促する。

2 督促をしたあと相当の期間を経過しても、なお納付されないときは、催告状を発して催告をする。

3 督促状及び催告状は、年2回発することとするが、その時期は次のとおりとする。

(1) 督促状

納期限が12月、6月の滞納金につき、滞納者に対し、それぞれ2月、8月に未納の通知を行い、その後、それぞれ4月、10月に督促を行う。

(2) 催告状

4月、10月に督促をした滞納金のうち督促をした翌月末になっても未納の滞納金について、10月、4月に催告を行う。

また、過年度に属する償還金については、1月に催告を行う。

4 学事課長は、督促、催告をしたときは、滞納整理簿にその年月日を記入しなければならない。

(連帯保証人に対する履行請求)

第8条 学事課長は、滞納者に対して前条の督促状及び催告状を発しても、なお納付されない場合は連帯保証人に対して履行請求を行うものとする。

(延滞利息の取扱い)

第9条 延滞利息の計算は、次の方法により計算するものとする。

納期限の翌日から償還の日までの経過日数

$$\text{延滞利息の額} = \text{延滞金額} \times \frac{\text{納期限の翌日から償還の日までの経過日数}}{365} \times 0.1095$$

2 延滞利息の額の計算を行う際の1日あたりの利率は閏年を含む期間についても、365日あたりの割合とする。上記の方法により計算した結果、延滞利息の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 延滞利息は、市長の発した納入書により徴収するものとし、調定は、収納済通知書その他関係書類に基づいて15日ごとに取りまとめて行うものとする。

ただし、計算された延滞利息の額が1件500円未満である場合は、これを徴収しない。

4 前項の規定により延滞利息を徴収し、調定したときは償還台帳に調定した金額及び徴収した年月日を記入し、必要な事項を滞納整理簿へ転記しなければならない。

(一時償還)

第10条 条例第8条の規定により貸付けを停止された者は、条例第10条第2項の規定により、奨学金の全額を直ちに償還しなければならない。

2 条例第10条第2項のただし書きにより、やむを得ない理由があると認めるときは、償還を猶予し、年賦又は半年賦による均等償還の扱いもできる。

(繰上償還)

第11条 奨学金の貸付けを受けた者は、いつでも償還未済額の全部または一部を償還することができる。

2 償還未済額の一部を繰上償還する場合は、最終回を除く毎回の賦金の金額の整数倍の金額とする。繰上償還後の償還未済額の償還方法は、第2条で定めた毎回の賦金の金額を変更せず、通常の方法と同一とする。すなわち、償還期間の繰上として扱う。

(償還猶予)

第12条 条例第11条により奨学金を償還猶予する場合は必要となる期間を指定し、猶予期間経過後は、第2条で定めた毎回の賦金の金額を変更せず、納付期限は第3条第2項による。

(償還完了者の取扱い)

第13条 学事課長は、償還台帳により償還の完了を確認したときは、償還台帳を整理し、借用証書を納入に返還するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、学事課長が定める。

附 則

この要領は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。